

## 当院における身体的拘束最小化に関する取り組み

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者様の身体または衣服に触れる何らかの用具（抑制帯など）を使用して、一時的に患者様の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。よって、身体的拘束は患者様の権利である自由を制限するのみならず、身体的精神的に弊害を伴いますので、当院においては不適切な身体的拘束は行いません。当院は原則、身体的拘束をしない診療看護、ケアの提供に努めております。

### 2. 基本方針 原則「身体的拘束は行いません」

当院は患者様やご家族の同意なしに不適切な身体的拘束の実施は禁止します。

### 3. 身体的拘束の実際

#### 1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者様の生命または身体を保護するための措置として、次の3要件をすべて満たした場合に限り、やむを得ず必要最小限の身体的拘束を実施する場合があります。

**切迫性:** 身体的拘束がなければ患者様や他患者様の生命の危険が高いまたは重大な身体損傷を生じる可能性が著しく高い

**非代替性:** 身体的拘束以外に切迫性を除く、よい代替方法がない

**一時性:** 身体的拘束が一時的で必要最小限の期間を超えて行われないこと

#### 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件に該当した場合にのみ患者様やご家族等に必要性和方法を説明し、同意が得られた時に治療方法の一環として行います。また、身体的拘束を行った場合は、医師をはじめ身体的拘束適正化チームを中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価および記録を行い、患者様の身体的、精神的、社会的弊害を最小限に留めるよう、早期の解除を検討します。

#### 3) 身体的拘束を行う際は当院の「身体的拘束等適正化のための指針」に準じて安全に実施します。

#### 4) 身体的拘束解除に向けた取り組み

身体的拘束中は早期解除に向けた検討会（身体的拘束適正化委員会およびチーム）を行います。

### 4. 身体的拘束最小化のための体制

当院では院内に身体的拘束等適正化チームを設置しています。チームは医師や看護師、薬剤師を含めた多職種で構成されています。また、月1回身体的拘束等適正化委員会を開催し、院内の身体的拘束の実施状況の把握、身体的拘束最小化のための職員研修の開催、指針の見直し、職員への周知をしています。

医療法人さざなみ鈴木病院 病院長

身体拘束適正化委員会